

# 世羅町商工会館使用申込書

次のとおり世羅町商工会館の使用を申し込みます。  
使用にあたっては、世羅町商工会館使用規程を固く守ります。

平成 年 月 日

世羅町商工会長 殿

申込者

住 所 \_\_\_\_\_

名 称 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

会長決裁	局長決裁		
使用代表者名	印	連絡先	
使用人数	人	会員区別	会員・会員外
使用目的	※物品の販売行為が ある ・ ない (どちらか○で囲む) (具体的に詳しく記入のこと)		
使用時間	平成 年 月 日 ( 曜日) 時 分～ 時 分		
使用場所	本 所	① 大研修室 ② 小会議室	
	世羅西支所	① 第1研修室(全室) ② 第1研修室(ステージ側) ③ 第1研修室(入口側) ④ 会議室(2階) ⑤ 和室(2階) ⑥ 相談室(1階)	
冷暖房の使用	有 ・ 無	放送設備の使用 ※世羅西支所を使用の場合	有 ・ 無
使用料	円 ※納付済( 月 日)・未納付		
備考			
受付年月日	平成 年 月 日	受付者印	

【注】1.空き缶・空きビン等は、持ち帰り、使用後は、片付けて掃除すること。  
2.使用後は、タバコ・ストーブなどの火気については後始末を完全に行うこと。

※商工会館での商行為(展示会・商談会等)は、会員のみ許可する。

この場合は、上記使用料に更に30%増額する。

※役場等の公共団体が、公的な使用をする場合、使用料の一部又は全額を減免する事ができる。

※会館使用料及び冷暖房費は、1時間単位で計算し、端数は切上げる。